

更生医療を申請される方へ

自立支援医療（更生医療）は、対象となった場合、申請日から適用されます。申請することが決まりましたら、できるだけ早く障がい福祉課へ申請してください。

申請時には、調書作成のためお話を伺いますので、40分程お時間をいただきます。事前に電話連絡の上、日程調整をしてからお越しください。

【制度の概要】

特定の治療を受ける場合に限り、通常3割である医療費の自己負担を1割に減らすことができる制度です。世帯の市民税額に応じて月額上限額が設けられます。月額上限額については、下記の【実際に窓口で支払う金額】をご参照ください。

【対象者】

八潮市にお住まいの満18歳以上の方で、身体障害者手帳をお持ちの方のうち、下記のような治療を受けられる方が対象です。

人工関節置換術、骨切り術、腎移植術、人工透析療法、抗免疫療法、抗HIV療法、ペースメーカー移植術、弁置換術、弁形成術、肝臓移植術、歯科矯正、顎・口蓋裂形成術、人工内耳埋込術 等

一定所得（市民税所得割税額235,000円）以上の世帯の方は、「重度かつ継続（注記1）」に該当する場合を除き対象外となります。

注記1：「重度かつ継続」に該当するのは、次の場合です。

腎臓機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がい、心臓機能障がい（心臓移植後の抗免疫療法を行う方）、肝臓機能障がい（肝臓移植後の抗免疫療法を行う方）

【実際に窓口で支払う金額】

自立支援医療費（更生医療）の給付対象となった疾患の治療で、保険対象のものについて、月額上限額（注記2）に達するまでかかった医療費の1割の金額を窓口でお支払いいただきます。

その他、承認された疾患以外の治療や差額ベッド代などの保険対象外のものは、全額お支払いが必要です。また、食事療養費または生活療養費の標準負担額は、生活保護世帯を除き自己負担となります。

注記2：「月額上限額」は所得区分に応じて次の表のように決められます。

1割負担で支払っていき、1か月の窓口負担額が月額上限額を超えた際は、それ以上窓口で支払う必要がなくなります。住宅借入金控除、寄付金控除は、その控除がないものとして計算し、自己負担上限額が決まります。

所得区分		自己負担上限額	重度かつ継続の自己負担上限額
生保	生活保護世帯	0円	
低1	市民税非課税 (本人収入80.9万円以下)	2,500円	
低2	市民税非課税 (本人収入80.9万円を超える)	5,000円	
中間1	市民税課税額（所得割額） 33,000円未満	医療保険の自己負担上限額	5,000円
中間2	市民税課税額（所得割額） 33,000円以上235,000円未満	医療保険の自己負担上限額	10,000円
一定以上	市民税課税額（所得割額） 235,000円以上	更生医療対象外	※20,000円

※ 令和9年3月31日までの経過措置

【申請方法】

申請には裏面の書類が必要です。

病院から意見書等を受け取ったら、事前に電話連絡の上、できるだけ早く障がい福祉課までご申請ください。

提出書類など	用意の仕方
<ul style="list-style-type: none"> ・医学的意見書（注記3） ・医療費概算額算定表 	（指定医療機関の）医師に記載してもらう
<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療（更生医療）申請書 ・同意書（課税状況等照会同意） 	申請者が記入する （障がい福祉課窓口にて）
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 または 身体障害者手帳用診断書（注記4） ・健康保険等の資格情報を確認できる書類 ※別紙表面参照 （生活保護受給者はその受給証） ・マイナンバーを証明する書類 ※別紙裏面参照 ・おくすり手帳 ・印鑑 	受診者のもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人確認書類（免許証など） 	申請者のもの

注記3：指定された医療機関でのみ、更生医療を使えます。指定状況については医療機関にお問い合わせください。手術を受けられる場合、意見書の日付が手術日より前である必要がありますので、医師への依頼はお早めをお願いします。

注記4：更生医療は、身体障害者手帳をお持ちの方に対する制度です。お持ちでない方は身体障害者手帳用診断書をお持ちいただき、同時申請も可能です。その際は、身体障害者手帳の申請書もご記入いただきます。また、手帳の障がい名と関係のある治療にのみ更生医療を使えます。（更生医療の使えない治療もあります。）

対象の方のみ必要な書類	用意の仕方
<ul style="list-style-type: none"> ・市民税の課税（非課税）証明書（注記5） 4～6月申請は前年度分、7月以降は最新のもの （申請する日の属する年の1月1日に、受診者の加入する保険と同一の保険に加入している被保険者が八潮市に住民登録をしていなかった方） 	受診者の加入する保険が 【社会保険】・・・被保険者のもの 【国民健康保険】【後期高齢者医療保険】・・・同一の保険に加入している世帯員全員のもの
<ul style="list-style-type: none"> ・特定疾病の受給者証（人工透析を受ける方） 	加入保険窓口で申請（注記6）
<ul style="list-style-type: none"> ・レントゲン（肢体不自由に関する治療を受ける方） ・心電図（心臓機能障がいに関する治療を受ける方） 	（指定医療機関の）医師に用意してもらう

注記5：マイナンバーを確認することにより、省略できます。

注記6：国民健康保険・後期高齢者医療保険の方は、国保年金課で申請してください。社会保険の方は、保険者の窓口にお問合せください。

【申請後の流れ】

申請後は医療機関に、更生医療を申請した旨をお伝えください。伝えないと、更生医療を使わない通常通りの請求方法がとられてしまいます。

市役所に申請いただいた後、埼玉県に判定依頼をします。交付まで1～2か月かかる場合がありますが、対象となった場合は申請日から適用されます。埼玉県に承認されたら「自立支援医療受給者証（更生医療）」を交付し、ご自宅に郵送します。この受給者証を医療機関に提示することにより給付が受けられます。

月額上限額が設定される方は、月額上限額管理票（受給者証と一緒に郵送）を医療機関に提示し、上限額管理を行ってください。

生活保護世帯の方は自己負担がないため、月額上限管理票は同封しません。

【受給者証交付後に手続きが必要な場合】

次の場合には障がい福祉課で手続きが必要です。必ず自立支援医療受給者証（更生医療）をお持ちください。

- ①加入医療保険の変更・・・変更後の加入医療保険の資格情報を確認できる書類をもって届出が必要です。
- ②医療機関・薬局の変更・・・医療機関・薬局の変更申請が必要です。変更の適用は申請日以降となるのでご注意ください。
- ③八潮市内での住所変更・・・市民課でお手続きの上、届出が必要です。
- ④受給者証の紛失・・・再交付の申請が必要です。
- ⑤八潮市から転出・・・転出先で新規に申請してください（転出日以降は使用できません。）。

【申請・お問い合わせ】

八潮市役所 障がい福祉課 障がい者支援係
電話：048-996-2111（内線429、453）

健康保険等の資格情報を確認できる書類について

健康保険等の資格情報を確認できる書類として、下記①または②のいずれかをご用意ください。

**①加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」
(有効期間内のもの)**

発行方法の詳細については、医療保険の保険者までお問合せください。また、申請者が健康保険被保険者の扶養に入っている場合は、被保険者の氏名を確認する必要があります。「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」に被保険者の氏名が記載されていない場合は、被保険者の保険情報が確認できるものも一緒にお持ちください。

**②マイナポータルでの医療保険者の資格情報画面もしくはデータを印刷したもの
(マイナ保険証を利用している場合)**

申請者のスマートフォン等でマイナポータルの資格画面をご提示いただき資格確認を行う場合がございます。マイナ保険証を利用登録している方は、最新の保険情報がマイナポータル上で表示されていることを確認してからお持ちください。マイナポータル画面で保険情報を確認する方法については、マイナポータルの公式ホームページをご覧ください。

・いずれもお持ちでない場合または資格情報を確認できない場合

申請者及び被保険者の資格情報について同意書をご記入いただき、市がマイナンバー（個人番号）を使用して、情報照会を行います。資格確認のため通常よりお時間をいただきますのでご了承ください。

【お問い合わせ】

八潮市役所 障がい福祉課 障がい者支援係
電話：048-996-2111（内線429、453）

マイナンバーの記載と本人確認書類について

個人番号制度の開始に伴い、更生医療申請書にマイナンバーを記載する必要があります。申請書に申請者（本人）のマイナンバーの記載と、窓口において申請者及び届出者（申請書を市役所に持ってくる方）を確認できるものの提示が必要となります。お手順をおかけしますが、ご用意のうえでご来庁をお願いいたします。（郵送での申請をご希望の場合は、写しを同封してください。）

申請者が提出する場合（①～③のいずれか）

- ①同一の健康保険に加入している世帯全員のマイナンバーカード
- ②同一の健康保険に加入している世帯全員のマイナンバーがわかるもの（通知カードやマイナンバーが記載された住民票）及び顔写真のある証明書等（運転免許証や旅券）を1点
- ③同一の健康保険に加入している世帯全員のマイナンバーがわかるもの（通知カードやマイナンバーが記載された住民票）及び顔写真のない証明書等（資格確認書や年金手帳、児童扶養手当証書）を2点

代理人が提出する場合（①～②のいずれか） ※配偶者も代理人に当たります。

- ①同一の健康保険に加入している世帯全員のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカードや通知カード、マイナンバーが記載された住民票）及び代理人の顔写真のある証明書等（運転免許証や旅券）を1点
- ②同一の健康保険に加入している世帯全員のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカードや通知カード、マイナンバーが記載された住民票）及び代理人の顔写真のない証明書等（資格確認書や年金手帳、児童扶養手当証書）を2点

※代理人が提出する場合は、以上に加え「委任状」が必要です

・いずれもお持ちでない場合またはマイナンバーを確認できない場合

マイナンバーがわかるものの提出がない場合は、同意書により担当部署に照会をさせていただきます。

【マイナンバーカードとは】

申請をすることで希望者に交付されるプラスチック製のカードのことです。マイナンバーと顔写真が記載されており、中にICチップが埋め込まれています。マイナンバーの確認や本人確認資料として利用できます。

【お問い合わせ】

八潮市役所 障がい福祉課 障がい者支援係
電話：048-996-2111（内線429、453）